

公立館林厚生病院 登録医要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立館林厚生病院（以下「当院」という。）と、地域医療機関の医師（以下「登録医」という。）において、相互の密接な連携と協力により地域医療の向上を図ることを目的とする。

(登録医の役割及び責務)

第2条 登録医は、当院に患者紹介を行う場合、必要な患者情報を提供すること。

2 登録医は、当院で知り得た患者の個人情報やカルテの内容を、当院担当医の承諾なしに患者や第三者にもらさないこと。

(登録医の登録、変更、辞退)

第3条 当院の地域医療連携の推進に賛同し登録医の申請をする医療機関は、下記の書類に記入し病院長あてに提出する。

・登録医申込書（様式－1）

2 登録医の登録は自動更新とする。ただし、辞退の申し出があった場合や休院等があった場合には随時抹消とする。

3 登録医情報に変更が生じた場合は、速やかに登録医申込書（様式－1）を再提出する。

4 登録医を辞退する場合は、速やかに登録医辞退届（様式－2）を提出する。

(共同利用、共同診療)

第4条 登録医は、当院が保有する医療機器の共同利用及び共同診療病床の利用ができる。

2 共同利用及び共同診療に関して必要な事項は、別に定める。

(研修会等)

第5条 当院が実施する研修会等の開催通知について、当院は積極的に案内を行い、登録医は必要に応じて参加に努める。

(方針・規則の遵守)

第6条 登録医は、当院の方針及び諸規則を遵守し、院長の指示に従うものとする。

2 著しい規則違反、その他登録医として相応しくない行為・行動などにより、病院長、医師及び歯科医師会長が不相当と判断した場合は、地域医療支援病院運営委員会に諮り登録を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

館林厚生病院推進要領（平成23年4月1日）は廃止する。